⑶　退職給付債務などの計算基礎

		平成21事業年度
⑴　割引率	退職年金	2.0%
⑵　退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準
⑶　数理計算上の差異の処理年数		1年
⑷　その他（会計基準変更時差異の処理年数）		1年

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりです。

⑴　関連会社に対する投資の金額　113,313,206,157円
⑵　持分法を適用した場合の投資の金額　113,612,328,662円
⑶　持分法を適用した場合の投資利益の金額　5,496,813,275円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

損　益　計　算　書

（自平成21年10月1日　至平成22年3月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	52,295,113,346	経常収益	126,885,929,691
有償資金協力業務関係費	52,295,113,346	有償資金協力業務収入	123,037,849,399
債券利息	845,565,603	貸付金利息	105,963,690,347
借入金利息	22,380,363,206	国債等債券利息	21,594,186
業務委託費	11,837,905,987	受取配当金	7,169,886,000
債券発行費	100,917,570	貸付手数料	862,864,958
人件費	1,715,667,196	外国為替差益	14,888,634
物件費	7,251,534,037	貸倒引当金戻入	9,004,925,274
減価償却費	205,454,013	財務収益	2,939,630
投資有価証券評価等損	39,523,343	受取利息	2,939,630
関係会社株式評価等損	766,662,642	雑益	345,140,662
その他経常費用	7,151,519,749	政府交付金収入	3,500,000,000
臨時損失	130,321,573	臨時利益	40,559,460
固定資産除却損	130,321,573	賞与引当金戻入	40,559,460
当期総利益	74,501,054,232		
合計	126,926,489,151	合計	126,926,489,151

重要な会計方針（下半期）

1　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～46年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

2　賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

3　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

4　引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

⑵　その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

6　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7　リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。